

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 清須市西須ヶ口58番地
名 称 永井産業 株式会社
代表者氏名 代表取締役 永井 宏典
電 話 番 号 052-400-8211

平成30年2月15日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、次の条件を付して
許可する。

平成30年3月20日

稲沢市長 加藤 錠 司 郎



1 事業の範囲

- (1) 事業の区分 収集・運搬（積替え・保管を除く）
- (2) 廃棄物の種類 事業系一般廃棄物
家庭系一般廃棄物のうち一時多量廃棄物
（特定家庭用機器を除く）

に限る。

2 有効期間

平成30年 4月 1日から平成32年3月31日まで

3 条 件

- (1) 収集運搬する廃棄物は、申請内容と相違する廃棄物でないこと。
- (2) 関係法令を遵守し、稲沢市の指示に従うこと。
- (3) 一般廃棄物が飛散及び流出しないこと。
- (4) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。
- (5) 収集事業所の変更やその他許可申請内容に変更が生じた場合は速やかに届出すること。
- (6) 稲沢市の施設へ搬入する場合は、市の定めた搬入基準に従うこと。